

J Aバンクローン債務保証委託約款

新 旧 対 照 表

(下線部分が変更部分)

変 更 後	現 行
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(調査及び報告)</p> <p>第14条 保証委託者は、協会による保証委託者の資産、事業の状況等に関する調査に必要な範囲において、協会から請求があった場合には、書類を提供し、若しくは報告をし、又は便益を提供するものとします。</p> <p>2 保証委託者は、前項の資産、事業の状況等に著しい変動が生じ、又は生じるおそれのあるときは、その旨を直ちに協会に届け出るものとします。</p> <p>3 保証委託者又は保証人は、氏名、住所、印鑑その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面 <u>又は電磁的記録</u> により直ちに協会へ届け出るものとします。</p> <p>4 保証委託者又は保証人は、前項の届出を怠ること及び協会からの請求を受領しないことその他保証委託者の責に帰すべき事由により、協会の通知又は送付書類等が延着し、若しくは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。</p> <p>5 保証委託者又は保証人（担保提供者を含む。）は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき若しくは任意後見監督人の選任がなされたとき、又はこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面 <u>又は電磁的記録</u> により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更又は取消しが生じた場合も同様とします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(調査及び報告)</p> <p>第14条 保証委託者は、協会による保証委託者の資産、事業の状況等に関する調査に必要な範囲において、協会から請求があった場合には、書類を提供し、若しくは報告をし、又は便益を提供するものとします。</p> <p>2 保証委託者は、前項の資産、事業の状況等に著しい変動が生じ、又は生じるおそれのあるときは、その旨を直ちに協会に届け出るものとします。</p> <p>3 保証委託者又は保証人は、氏名、住所、印鑑その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面 <u>(追加)</u> により直ちに協会へ届け出るものとします。</p> <p>4 保証委託者又は保証人は、前項の届出を怠ること及び協会からの請求を受領しないことその他保証委託者の責に帰すべき事由により、協会の通知又は送付書類等が延着し、若しくは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。</p> <p>5 保証委託者又は保証人（担保提供者を含む。）は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき若しくは任意後見監督人の選任がなされたとき、又はこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面 <u>(追加)</u> により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更又は取消しが生じた場合も同様とします。</p> <p>(以下省略)</p>

変更後		現行	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
保証料の支払方法	保証料の計算及び支払時期	保証料の支払方法	保証料の計算及び支払時期
一括前払	(略)	一括前払	(略)
分割後払 <u>(利息方式外取)</u>	<p>① 保証料は、利息支払日ごとに次の算式により計算します。</p> $\text{貸出残高} \times \text{月数 (日数)} \times \text{借入要項記載の保証料率} \times \frac{1}{12} \times \frac{365}{\text{日数}}$ <p>※実行日から初回利息支払日までは日割計算とし、それ以外は月割計算とします。</p> <p>② 特定月増額返済および据置期間がある場合の据置期間中の保証料についても①と同様に計算します。</p> <p>③ 記計算式により期間毎に算出された保証料を利息支払日に支払います。</p> <p>保証料= _____</p>	<p>① 保証料は、利息支払日ごとに次の算式により計算します。</p> $\text{貸出残高} \times \text{月数 (日数)} \times \text{借入要項記載の保証料率} \times \frac{1}{12} \times \frac{365}{\text{日数}}$ <p>※実行日から初回利息支払日までは日割計算とし、それ以外は月割計算とします。</p> <p>② 特定月増額返済および据置期間がある場合の据置期間中の保証料についても①と同様に計算します。</p> <p>③ 記計算式により期間毎に算出された保証料を利息支払日に支払います。</p> <p>保証料= _____</p>	
(令和6年4月1日実行分から適用)		(令和6年3月31日実行分まで適用)	

この約款の変更は、令和6年4月1日から施行する。

J Aバンクカードローン債務保証委託約款

新旧対照表

(下線部分が変更部分)

変更後	現 行
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(調査及び報告)</p> <p>第11条 保証委託者は、協会による保証委託者の資産、事業の状況等に関する調査に必要な範囲において、協会から請求があった場合には、書類を提供し、若しくは報告をし、又は便益を提供するものとします。</p> <p>2 保証委託者は、前項の資産、収入等に著しい変動が生じ、又は生じるおそれのあるときは、その旨を直ちに協会に届け出るものとします。</p> <p>3 保証委託者は、氏名、住所、印鑑その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面 <u>又は電磁的記録</u>により直ちに協会へ届け出るものとします。</p> <p>4 保証委託者は、前項の届出を怠ること及び協会からの請求を受領しないことその他保証委託者の責に帰すべき事由により、協会の通知又は送付書類等が延着し、若しくは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。</p> <p>5 保証委託者は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき若しくは任意後見監督人の選任がなされたとき、又はこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面 <u>又は電磁的記録</u>により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更又は取消しが生じた場合も同様とします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(調査及び報告)</p> <p>第11条 保証委託者は、協会による保証委託者の資産、事業の状況等に関する調査に必要な範囲において、協会から請求があった場合には、書類を提供し、若しくは報告をし、又は便益を提供するものとします。</p> <p>2 保証委託者は、前項の資産、収入等に著しい変動が生じ、又は生じるおそれのあるときは、その旨を直ちに協会に届け出るものとします。</p> <p>3 保証委託者は、氏名、住所、印鑑その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面 <u>(追加)</u>により直ちに協会へ届け出るものとします。</p> <p>4 保証委託者は、前項の届出を怠ること及び協会からの請求を受領しないことその他保証委託者の責に帰すべき事由により、協会の通知又は送付書類等が延着し、若しくは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。</p> <p>5 保証委託者は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき若しくは任意後見監督人の選任がなされたとき、又はこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面 <u>(追加)</u>により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更又は取消しが生じた場合も同様とします。</p> <p>(以下省略)</p>

この約款の変更は、令和6年4月1日から施行する。